

令和元年市議会 6 月定例会

施政方針説明

令和元年 6 月 7 日

令和元年市議会 6 月定例会施政方針説明

- 令和元年市議会 6 月定例会の開催にあたりまして、再選後初めての定例会を迎え、今後 4 年間の私の市政運営・都市経営の基本方針と、当面いたします諸課題についてご報告かたがた所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 先ずは、議員各位におかれましては、このたびの市議会議員選挙におきまして、激戦の中それぞれの政策を訴えられ、多くの市民の皆さまからの信託を受けられ、ご当選されましたことに、心からお祝いを申し上げます。

- さて、平成 31 年 4 月 14 日の告示日以降、私は市長選挙期間を通して市内各所で市民の皆さまのご要望やご意見など、生の声を聞かせていただき、あらためて 15 万市民の皆さまの市政に対する期待の高さをひしひしと感じるとともに、3 万 5 千 4 2 0 票という大変多くの市民の皆さまの信託と期待に精一杯応えていかなければならないと、市長としての責務の重さを痛感しているところであります。

私が市政をお預かりさせていただいて 12 年となりますが、この間、「みんなで作るみんなの東村山」を合言葉に、市民の皆さまや議員各位から、様々なお知恵とお力をいただき、市政改革と東村山市の未来につながるまちづくりを進めてまいりました。この場をお借りして、あらためてこれまでの温かいご理解とご協力に深く

感謝を申し上げます。

おかげさまで、市民の皆さま、議員各位、そして職員一丸となって取り組んできた行財政改革により、渡部市政スタート時の深刻な財政危機はひとまず回避され、都市基盤整備におけるまちづくりでは、東村山駅周辺の連続立体交差事業や都市計画道路事業が大きく進展したほか、地方創生では、いよいよ来年に迫った東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、中国の卓球とサッカーの事前キャンプが東村山市で開催が見込まれるなど、この12年で、目に見える形で東村山市が大きく変わろうとしております。

渡部市政4期目となるこれからの4年間は、全国的な課題でもある人口減少と少子・高齢化社会問題を克服し、市民誰もが安心して暮らし、希望を持って生きていくことができる持続可能な東村山を築いていくことが、私に課せられた最大の使命であります。

この使命を全うするには、これまで取り組んできた「まちのバージョンアップ」の流れを断ち切ることなく、更なる改革と未来に向けたまちづくりを前進していかなければなりません。

寝に帰るだけのベッドタウンから、このまちの中に働く場もある、楽しむ場もある、様々な人との出会いもある、より人生を豊かにするまち、「笑顔あふれる東村山」、「住んでよし・働いてよし・楽しんでよし」三拍子そろった「たのしむらやま」に向かって、東村山の「まちの価値」と「ひとの活力」と「くらしの質」を高めるバージョンアップを更に進めていく必要があることから、この選挙期間中、私は選挙公約として4つの政策を柱とする「バージョンアップ！東村山3.0」を訴えてまいりました。

- その一つ目の柱は、「東村山大改造」を進め、もっと安全で便利な活力あるまちへ！であります。

これは、東村山駅周辺の連続立体交差事業や都市計画道路など都市インフラの整備を進め、公共交通の拡充を図り、老朽化した道路など公共施設を計画的に更新し、災害に強く、子ども達や高齢者、障害のある方にとっても危険が少ない、安全かつ便利で活力あるまちをつくっていくものであります。

具体的には、連続立体交差事業と東村山駅の東西をつなぐ道路の整備、市役所周辺のセンター地区整備の検討、新たな公共交通システムの検討、前川・北川等河川の溢水対策の強化、点字ブロックの設置、防災アプリの運用などであります。

- 二つ目の柱は、「東村山創生」を進め、もっと元気でワクワクするまちへ！であります。

これは、「公民連携」のまちづくりや市内農業・商工業のイノベーション支援などを通じて、新たなビジネスや東村山産の付加価値の高い商品・サービスの創出を図るとともに、「働き方改革」に合わせて郊外型の多様な働き方ができる場を生み出し、東村山全体の「地域の稼ぐ力」を高めていくとともに、合わせて東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、インバウンドを含めた来訪者や民間投資を呼び込んで「経済の好循環」を生み出し、元気で活力あふれるまちをつくっていくものでございます。

具体的内容としましては、公民連携プラットフォームの構築による市内でのオープンイノベーションの推進、インバウンド向けシティプロモーションの推進、東京2020オリンピック・パラリンピック

の事前キャンプの誘致などであります。

- 三つ目の柱は、「子育てするなら東村山」のさらなる充実で、すべての子ども達が健やかで心豊かに育つまちへ！であります。

子ども達は私たちの未来そのものであります。これまでも、私は、「子育てするなら東村山」の旗を掲げ、子育て施策や教育の充実を市政の最重要な政策として取り組んでまいりましたが、今後も更に「子育てするなら東村山」をパワーアップし、若い方々の妊娠・出産・子育てを支援し、教育の充実を図り、生まれてくるすべての子ども達が健やかに心豊かに育つまちをつくっていくものであります。

具体的には、ハイリスクな妊娠・出産・子育てへの寄り添い型のアウトリーチ相談支援による虐待の予防・早期発見、地域型保育所の新設等による待機児童の削減、学校施設を活用した児童クラブの定員増と民間活力の導入等による学童保育サービスの拡充、学校施設の安全点検・適正管理、いのちとこころの教育の拡充といじめ対策の強化などあります。

- 四つ目の柱は、「人生100年時代を支える良福祉・良環境」を整え、もっと安心でうるおいのある優しいまちへ！であります。

高齢者も障害者も、市民誰もが安心して生き生きとくらすことができる健康長寿社会を築いていくことは、市政の最重要課題です。

また、東村山の宝である緑を守り、低炭素社会づくりをすすめ、地球環境の持続性に貢献する東村山を築くとともに、身近な住環境を良好に保ち、「人生100年時代」をしっかりと支える良福祉、

良環境を整え、もっと安心でうるおいある優しいまちをつくって
いくものであります。

具体的には、健康寿命の延伸・介護予防の推進、健康診断の受診
率向上対策の強化、社会福祉センターを活用した高齢者や引きこもり
の方等への就労支援の充実、多文化共生の推進、人権の森構想の
推進、可燃ごみ処理施設の更新方針の策定と推進、エネルギービ
ジョンの策定と再生可能エネルギーの地産・地消の促進などでご
ざいます。

○ 今後4年間は、ただ今申し上げた東村山市の将来ビジョンと4
つの重点政策に基づき市政運営、都市経営を進めるとともに、現
在策定中の市の最上位計画である第5次総合計画の中にも落とし
込み、議会での議論や市民の皆さまのご意見と合わせ、より良い計画に
仕上げてまいりたいと考えております。

○ 「平成」という時代が終わり、「令和」のこの新時代を迎えた
今年、「東村山」という地名が誕生し130年の節目を迎える年でも
ございます。この時代の大きな節目に、市長として「みんなでつくる
みんなの東村山」を基本姿勢として、今後も「まちの価値」と「ひと
の活力」と「くらしの質」を高め、市民も・まちも・みどりも輝き
調和する笑顔あふれる東村山へ向かって全身全霊で頑張っていく
ことを改めてお誓い申し上げます。

どうか議員各位、市民の皆さまの格別のご理解と、お力添えを
いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

東村山の新しい時代の扉をみんなで開いてまいりましょう。

○ それでは、はじめに東京2020オリンピック聖火リレーについてご報告いたします。

去る6月1日、大会組織委員会より聖火リレーのルートが発表されました。東京都における聖火リレーは、令和2年7月10日から7月24日の15日間で都内全区市町村を回りますが、東村山市には、7月14日にリレーされることが決定し、また当日の最終ゴール地で聖火の到着を祝うセレブレーション会場として国立療養所多磨全生園が選ばれました。

この間、本市としましては、多磨全生園に聖火の火が通ることを強く望み、東京都オリンピック・パラリンピック準備局に対し、聖火リレーのコンセプト「ホープ ライツ アワー ウェイHope Lights Our Way—希望の道を、つなごう—」に多磨全生園がふさわしいものであり、聖火リレーのルート選定の基本的な考え方である「地域が国内外に誇る場所や地域の新たな一面に気づかせる場所」、「聖火が通ることによって人々に新たな希望をもたらすことができる場所」という理念に完全に一致していることを強く申し入れてまいりました。

多磨全生園で開催されますセレブレーションに多くの市民とともに入所者の方々が参加することは、今年、開園110周年を迎える多磨全生園の長い歴史のなかでも、人権の大切さと差別のない共生社会の実現を目指す私たちの強い決意を国内外に発信する、誇りうるイベントとなり、未来への大きなレガシーとして語り継がれていくことになると考えております。

引き続き、聖火の火が多磨全生園入所者の方々始め市民の皆さまの心に残る一日となるべく今後も準備を進めてまいります。

- 次に、令和元年春の叙勲と令和元年市民功労表彰について申し上げます。

去る5月21日付けで発令されました、令和元年春の叙勲、第32回危険業務従事者叙勲についてご紹介申し上げます。

このたび、春の叙勲におきましては、瑞宝中綬章を佐々木恭造氏が受章され、高橋哲夫氏が旭日小綬章を受章されたほか、碓井久雄氏、酒井治幸氏の2名のかたが瑞宝小綬章を受章され、有田高人氏、西澤男幸務氏、前野しのぶ氏の3名のかたが瑞宝双光章の荣誉にそれぞれ浴され、また、危険業務従事者叙勲につきましては、村上賢次氏が瑞宝双光章を、村上隆光氏が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。

また、去る5月18日には東村山市表彰条例に基づく令和元年市民功労表彰式が行われ、市政の振興や公共の福祉の増進等に功労のあったかた、及び、広く市民の模範となったかたなど19名、3団体の方々が表彰されました。

あらためて、受章されました皆さま方に心からお祝いを申し上げますとともに、これまでのご功績に敬意と感謝を申し上げます次第でございます。

- 次に、第5次総合計画の策定に向けた取り組みについてご報告を申し上げます。

第5次総合計画につきましては、策定の基本的な考え方につきまして本年1月初旬に広く公表させていただき、市の概況や社会潮流の動向などを整理するとともに、これまでのまちづくりを振り

返りながら全体の成果について総括してまいりました。

同時に、人口推計をはじめとする将来予測や様々な基礎調査分析を行っており、今後はこれらを基に多くの市民の皆さまに参加をいただきながら、計画の骨格づくりを進めることとしております。

まず、令和元年の総合計画策定のキックオフといたしまして、去る5月18日、中央公民館にて「東村山の未来を考えるシンポジウム」と題し、各界の有識者との対談形式で、これからのまちづくりについて広く市民の皆さまと情報共有する場を持たせていただきました。

ご登壇いただいた、元グーグル米国本社副社長の^{むらかみのりお}村上憲郎氏、郊外研究者の^{みうらあつし}三浦展氏、内閣官房企画官の^{いいじまたけお}飯嶋威夫氏との対談では、「地域が誇れるものの嵩上げ」、「やる気を誘発する仕組み」、「データをオープンにした民間との協働」など、示唆に富んだ貴重なご意見をいただき、市内外からお集まりいただいた300人近い方とともに、これからのまちづくりを見据え、私も大いに勉強させていただきました。

また、6月1日には、市民センターにおいて、ワークショップ「みんなで話すこれからの東村山」を開催し、様々な年代の市民の皆さまから貴重なお声をいただいたところでございます。

この度のワークショップでは、30年後というかなり遠い将来を意識しながら、これからのまちづくりについて様々な世代の方に真剣な対話をいただきました。限られた時間ではございましたが、当市の特徴である自然環境の良さや、育てるという視点の大切さ、様々な世代のマッチングなど、多様なキーワードをいただく

とともに、「世界標準都市」というフレーズまで登場し、大いに盛り上がりました。

こうしたご意見に触れますと、今回の計画策定の最大のテーマといっても良い、持続可能性といった視点については、市民の方も強く意識されていらっしゃるのではないかと感じており、これからの計画策定にもしっかりとこうした意識が根付くよう取り組んでまいりたいと考えております。

- 次に、令和元年度の財政運営にあたり、この間の監査指摘や市議会における議論等を踏まえ、予算から決算に至るまでの一連の事務手続きについて、適正に行われているか、またその根拠を明確に示すことができるかなど確認し、事務事業を適正に執行することにより、信頼性の高い公務を推進していくため、あらためて、職員が予算の持つ趣旨をしっかりと理解するとともに、留意事項を遵守し、予算の執行並びに事務事業に取り組むよう、年度当初に副市長から通達したところでございます。

全職員がこれらを肝に銘じ、第4次総合計画の最終年度である令和2年度を見据え、各施策を着実に推進することで、将来都市像の実現を目指してまいります。

- 次に、市職員の定期人事異動について申し上げます。

去る4月1日、昇任者62名、異動者136名、派遣者等19名、合計217名の職員に対して定期人事異動の発令を行うとともに、新たに20名の新入職員を採用いたしました。

令和元年度は、新たな部の創設など大規模な組織改正は実施い

たしませんでした。市立保育園の民間移管に伴う保育士の異動などにより、異動規模は平成30年度より35名の増となりました。

定期人事異動につきましては、これまでどおり、自己申告書の内容や人事評価の結果、職員の能力、適性、希望などを踏まえつつ、組織全体が中長期にわたって安定的に機能するよう適材適所の配置に努めたところであります。

今回の人事異動の特徴的な点としましては、特定事業主行動計画の目標に掲げております管理的地位に占める女性の割合の向上に向け、女性職員の管理職・監督職への登用を積極的に行うことや、市立保育園の民営化に伴う人材の活用を図るため、新たに各保育園に地域担当の保育士を配置するとともに、子ども家庭支援センターにも保育士を配置し、地域における子育てのサポート体制の強化や相談業務の拡充を図ったところであります。

この他、平成30年度より実施しております4月に繁忙期を迎える一部の所管の異動を7月に実施する取り組みにつきましても、時間外勤務の減少に一定の効果がありましたことから、今後も引き続き実施する予定であります。

この定期人事異動により、職員の能力のより一層の向上を図るとともに、適材適所の人事配置により組織の活性化や公務能率の向上を図り、限られた人員を最大限に活用することにより、当面する諸課題について、これまで以上に的確に対応してまいりたいと考えております。

- それでは、市政運営の方針とその施策について、渡部市政4期目の選挙公約で掲げさせていただいた4つの重点政策に沿って申し上げ

げます。

○ まず、1点目として「『東村山大改造』を進め、もっと安全で便利な活力あるまちへ！」についてであります。

○ はじめに【都市インフラ】である中心核の整備について申し上げます。

まず、東村山駅周辺のまちづくりですが、連続立体交差事業の進捗に合わせ、大踏切の安全性の向上を図るなど、取り組みを進めてまいりました。駅東西をつなぐ道路整備につきましては、都市計画道路3・4・10号線及び3・4・31号線の事業認可の取得を目指すとともに、新たな東西動線についても、関係機関と協議を進めてまいります。

また、鉄道の高架下利用については、駅周辺のニーズの把握や庁内調整を行い、東口駅前広場の再整備などと併せまして、人が集い、賑わいが生まれるような空間の創出に向け取り組んでまいります。更に、駅東側における土地の高度利用が十分進んでない地区につきましては、平成30年度に実施した調査をもとに、連続立体交差事業や駅前広場の検討状況も勘案しつつ、土地利用が促進されるよう検討してまいります。

連続立体交差事業につきましては、本年秋頃に現在使用している改札などの駅機能を地下通路へ切り替え、橋上駅舎の解体工事に着手する予定となっております。

なお、地下通路は、案内標示やバリアフリー設備等が整備され駅利用者の皆さまに安全かつ、安心してご利用いただける予定です。

ございます。

この様に、これまでも増して目に見える形で事業が進んでいくこととなり、市といたしましても事業が着実に推進されるよう、東京都・西武鉄道株式会社と連携を図ってまいります。市民の皆さまには、ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、久米川駅周辺のまちづくりですが、北口の駅前広場の整備や、栄町一丁目の交差点改良に続き、現在は、久米川第1号踏切道の拡幅に向けた取り組みを進めております。これまで駅舎構造診断調査により、構造的に南口駅舎の一部切り取りは可能であることが確認でき、東京都に報告するとともに、過日、西武鉄道を含めた3者で、初めて課題の共有を図ったところでございます。

踏切道の拡幅実現には、様々な課題がありますが、引き続き、関係者間での協議を実施するとともに、東京都に対して事業化に向けた要望を行ってまいります。

また、踏切道の拡幅の際は、南口駅前広場に進入する市道の一部変更の必要性についても検討することになると考えており、それに伴う南口駅前広場の改修等も次の課題として捉えている所でございます。

次に、秋津駅・新秋津駅周辺のまちづくりですが、秋津駅・新秋津駅は、市内で乗降客が最も多く、まちとしてのポテンシャルも非常に高いため、基盤整備の実現を望む声が多く寄せられており、平成30年度には、あらためて、地元のまちづくり組織である「秋津駅南まちづくり推進協議会」からも要望をいただいております。

一方、地元のまちづくり組織が提案した「まちづくりの将来像」について、地元市民の皆さま、商店会が加わり、3者で議論し提出された提言集には、「了承された提言」と共に、「否定された提言」も含まれております。

このことから、市といたしましては、提言集について議論を深め、地域の皆さまの思いが一本化されていくことが、今後、まちづくりが進んでいくための前提となると認識しており、合意形成を図るために必要な支援をしてまいり所存でございます。

○ 続きまして、【都市計画】の取り組みについて申し上げます。

都市計画道路3・4・27号線さくら通りの整備状況ですが、道路築造工事などは順調に進んでおり、令和元年8月には開通が出来るよう、万全の体勢で取り組んでおります。開通日につきましては、交通管理者との協議により決定してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第2次となる都市計画マスタープランの策定状況ですが、平成30年度より現行計画の総括や、今後の方向性の検討を進めているところでございます。今後、オープンハウスを開催するなど、市民の皆さまにご意見をいただくとともに、都市計画審議会でも議論いただき、検討が進む第5次総合計画や関連する計画との整合を図り、改定作業を進めてまいります。

次に、地方創生推進のためのまちづくりですが、市内の事業所や工場が、将来にわたって、安定的に営業、操業していくことができる環境整備に向け、都市計画の面からも何らかの方策がとれ

ないか、その可能性について検討してまいります。

工場等の建て替えなどの際、用途地域が課題となる場合がありますが、地方創生推進の観点からも、そのような課題解決へ向け、都市計画マスタープランの改定作業と並行して、市内産業の活性化に資する土地利用の在り方について検討してまいります。

次に、特定生産緑地制度への取り組みについてですが、市では新たな制度が、生産緑地所有者の皆さまに十分ご理解いただけるよう、市報や農業委員会の総会等でご説明してまいりました。

今後も農業委員会等の関係機関と連携し、全ての生産緑地所有者の皆さまを対象に、現在の指定状況や、特定生産緑地の指定手続き、スケジュールなどについて情報発信し、順次、意向調査を行ってまいります。また、土地区画整理事業等の活用による農地の保全策の事例紹介等を含めた説明会を開催するなど、丁寧な周知に努め、指定に向けた手続きを進めてまいります。

○ 続きまして、【公共交通】の取り組みについて申し上げます。

ところバスの運行状況でございますが、平成30年10月1日に乗り入れを開始いたしました「ところバス吾妻循環コース」は、令和元年9月30日で1年間の実証運行期間が終了いたします。

市では、令和元年10月以降の運行について判断するため、運行開始から平成31年3月末日までの6か月間にわたり乗降者数調査を実施いたしました。

調査結果は、1日平均5.8人となり、本格運行移行の判断基準として設定した1日平均21人以上を満たすことは出来ませんでした。

また、この実証運行期間中に、沿線住民の皆さまを対象にした運行開始後アンケートを実施し、調査結果を検証いたしました。運行開始について、「知っている」と回答した方が8割を超えているにも関わらず、その中で「ところバスを利用したことがある」と回答された方は、約14パーセントにとどまり、今後の利用者の伸びを期待することはできない状況でございます。

このような結果を受け、本市としては、運行を継続することは難しい状況であると受け止め、運行の継続を断念せざるを得ないという判断をいたしましたところでは。

去る5月27日に開催いたしました、地域公共交通会議において、市の判断をご説明し、慎重なご議論を頂いた結果、実証運行期間終了後は本格運行へ移行せず、運行を停止することについて、合意を頂きました。これを受け、先日、所沢市へ運行停止に向けた協議のお願いをしましてまいりましたところでございますので、今後は、所沢市と事務レベルでの協議を進めてまいります。

併せまして、令和元年度は、公共交通空白・不便地域の解消を目指し、コミュニティバス以外の移動手段について考える、第一歩を踏み出す年としてまいりたいと考えております。

30年後を見据えた今後の公共交通のあり方を踏まえ、本市にあった持続可能な移動手段について広くご意見をいただきながら、調査研究をしてまいりたいと考えてまいります。

- 続きまして、【安全】への取り組みについて申し上げます。

予てより議会からもご要望いただいております防災アプリ

ひがしむらやまぼうさいナビ
「東村山防災navi」が令和元年5月21日より本稼働いたしました。

このシステムは、平常時には、防災行政無線メール内容と同期し
気象情報や防災行政無線放送内容の受信、地図機能を活用した市指定
避難所や、土のうステーションへのナビゲーション機能、防災・減災
情報の発信など、市民の皆さまにご提供するプッシュ型の情報ツール
として運用いたします。

一方、災害発生時には、市民の皆さまや関係機関から災害に関する
情報を写真で投稿していただくプル型の情報ツールとして運用いた
します。投稿されました写真は地図上に落とし込み、災害状況を
画像で素早く把握し、関係機関と迅速な対応を行うとともに、市民
の皆さまにつきましては、地図上で災害状況の把握とともに災害
対応状況が確認できるようになるものでございます。

運用開始後には多くの皆さまにご活用いただき、東村山市の災
害対応力の強化、更なる安全・安心なまちを目指してまいります
でございます。

○ 次に、治水対策の推進について申し上げます。

市として治水対策を実施する前提となるのは、東京都が管理す
る柳瀬川と空堀川が、1時間50ミリの降雨に対応する整備が行われ
ることであり、今後も着実に河川整備が進められるよう、東京都
に要望してまいります。

とりわけ柳瀬川は、都県を跨ぐ河川であり、その整備には多くの
時間を要するため、当面の対応として、空堀川同様に水位計の設置
を東京都に直接要望してまいりましたが、今般、令和2年度以降
の運用を目指し、2箇所の水位計を設置していくとの回答をいた
だきました。

このことで、水位計の運用を開始した前川とともに、市民の皆さまが大雨時の水位状況をリアルタイムで把握することが可能となり、防災、減災対策の一助となることを期待している所です。

市といたしましては、この50ミリ対応に河川整備がされることを前提に、順次検討を進め、対策を講ずる必要があると考えております。具体的には、前川では、しゅんせつ工事の継続や即効性ある対策の検討に着手するとともに、長期的な取組みとして、将来的な整備計画の検討など、実現可能な対策について着手してまいります。

また、沢の堀では、令和元年度より護岸改修工事に着手し、計画的に整備を進めてまいります。いずれにいたしましても、東京都の取り組みと歩調を合わせて、市としても効果的な対策を展開することで、治水対策を着実に推進してまいります。

○ 続きまして、生活道路における安全対策の推進でございます。

平成30年度末までに、市内の横断歩道橋を含めた橋梁全ての点検を終了させることができました。すでに、橋梁の補修工事に着手しているところでございますが、横断歩道橋については、2橋通行止めの措置を取らせていただきました。

令和元年度は、栄町横断歩道橋の通行の再開に向けた工事に着手するとともに、美住町横断歩道橋の補修設計、萩山駅横断歩道橋の比較検討にも着手してまいります。ご不便をおかけすることになりますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

また、生活道路については、道路の拡幅や改修、誘導ブロックの整備など必要な対策を進めることで、災害に強く、子どもや高齢者、障がいのある方にとっても安全安心に通行できるよう、引き続き

き取り組みを推進してまいります。

○ 2点目として「『東村山創生』を進め、もっと元気でワクワクするまちへ!」についてであります。

○ はじめに【産業振興】の取り組みについて申し上げます。

プレミアム付商品券事業についてでございます。

消費税・地方消費税の引上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としたプレミアム付商品券事業でございますが、副市長を本部長とした庁内プロジェクトチームである「東村山市プレミアム付商品券事業実施本部」を立ち上げ、円滑に事業実施ができるよう準備を進めているところでございます。

現在、利用者の利便性の向上を図るため、より多くの事業者にプレミアム付商品券を取り扱っていただけるよう、東村山市商工会において、事業者の募集を行っているところでございます。

次に、対象となる方がプレミアム付商品券を購入するための「購入引換券」の発行についてですが、住民税非課税の方については、税情報を確認する必要があるため、8月上旬から対象と思われる方に課税所管から案内文を送付いたします。また、子育て世帯につきましては、年齢要件を満たしている世帯に、9月中旬以降に順次「購入引換券」を発送する予定としております。

なお、プレミアム付商品券の販売期間や使用可能期間等につきましては、今後、利用者の利便性や他市の状況等も踏まえて決定してまいります。

○ 続きまして【スポーツ・文化】の取り組みについて申し上げます。

はじめに、東京2020オリンピック競技大会事前キャンプに関する取り組みについてです。

去る平成31年1月17日に、東京2020オリンピック競技大会事前キャンプに関する覚書を取り交わしてから、中国卓球協会並びに中国サッカー協会との連絡を重ねた結果、去る3月30日には中国卓球協会より代表コーチならびに事務局担当者が当市を訪問され、市内の宿泊施設やスポーツセンターなどを視察するとともに、事前キャンプ受け入れに伴う協議を行いました。

当日、スポーツセンターでは小・中学生の卓球大会が開催されておりましたが、東村山市卓球協会のご厚意により大会を一時中断していただき、数百名の選手・保護者の皆さまから歓迎を受けておられました。また、サプライズとして中国代表コーチによる指導をいただくことができ、選手たちにとっては忘れられない思い出になったものと思います。

去る、4月5日には横浜市で開催された卓球アジアカップを視察し、中国卓球協会ならびに公益財団法人日本卓球協会の幹部の方々を表敬訪問いたしました。

日本卓球協会の^{ふじしげさだよし}藤重貞慶会長との面会では、改めて東村山市が中国のホストタウンであり、卓球の事前キャンプ地であることをお伝えさせていただき、藤重会長からはこれまでの尽力への感謝と、今後も当市へのサポートを継続するとの心強いお言葉をいただきました。

また、試合の合間にもかかわらず、中国卓球協会の劉^{リュウ}会長ならびに中国代表チームの秦^{シン}監督に面会する機会をいただき、事前キャンプ地として全市をあげて心より歓迎することをお伝えさせていただきました。

引き続き、中国とのより一層の友好関係を深めながら、市民の皆さまのご協力もいただき、職員一丸となって事前キャンプが成功するよう、取り組んでまいります。

- 次に、東村山市と株式会社明治との東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業に関する協定の締結について申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた当市の取り組みをさらに推進するにあたり、株式会社明治と東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業に関する協定の締結を令和元年7月上旬に予定しております。

株式会社明治は、東京2020オリンピック・パラリンピックのゴールドパートナーであることから、ホストタウン事業の推進に積極的に取り組んでおり、当市とは、友好交流都市であります中国蘇州市に現地法人を有し、過去には、市内に明治乳業の施設があった経緯もありましたことから、昨年より協定締結に向けて協議を重ねてまいりました。

今回の締結により、中国の事前キャンプ誘致や蘇州市交流事業などの支援、市民の皆さまの健康増進、食育活動での連携など様々な面での取り組みに、民間事業者の持つノウハウを提供いただくことが可能となり、東京2020オリンピック・パラリンピッ

ク大会の気運醸成と共にレガシーの形成において効果があるものと考えております。

○ 次に、運動公園設備等劣化度調査の結果について申し上げます。

平成30年6月に発生した大阪北部地震による小学校におけるブロック塀倒壊を受け実施した本調査につきましては、運動公園内の野球場・ソフトボール場にある照明鉄塔8基、野球場のバックネット1面、テニスコート場にあるナイター照明6基、SL1両の設備等について、現状の劣化度を把握するため実施いたしました。

調査の結果、まず、照明鉄塔、バックネット、ナイター照明については、各所に発錆が見られ、放置をすると腐食が進み、欠損や貫通に発展する恐れがあるため塗装改修が望ましいこと、また、既に一部腐食による欠損箇所については、更に腐食が進行すると部材の落下に繋がる恐れがあり、1～3年を目途に修繕が必要であること、さらに、本体の倒壊の恐れはないものの、一部に傾斜が見られるため、経過観察が必要であるとの報告がございました。

これらの調査結果を踏まえ、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、SLにつきましては、著しい発錆・貫通・欠損が各所で見られ、風化による崩落の危険性があること、また、部材の欠損、破損により内部のアスベスト含有材料が露出しており、飛散の危険性があること、さらには、線路枕木が劣化し、地震時に脱輪する危険性があり、早急な修繕又は撤去が必要であるとの報告がございました。

この報告を受け、平成31年4月に大気中にアスベストが飛散していないか緊急調査を実施したところ、幸いにも飛散はないとの報告を受けたところでございます。

なお、調査受託者を通じ、JR東日本のグループ会社に概算の改修費を確認したところ、約1億2千300万円かかる見込みだとのことでございました。また、引き続き保存するとなると、SLを屋根で覆う必要性が指摘されているほか、相当な額の維持費もかかることから、SLの今後の対応につきましては、アスベストの飛散の危険性が指摘されていることもあるため、撤去することも視野に入れ、早急に結論を出したいと考えております。

○ 続きまして【行政改革】の取り組みについて申し上げます。

はじめに、民間提案制度における提案募集についてです。

市民サービスや行政の生産性の向上について、民間事業者から提案を募集する民間提案制度につきましては、昨年度策定いたしました「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」に基づき、令和元年度中の提案募集を目指し、この間、「東村山市公共施設再生計画庁内検討会議」において、庁内の事務手続きや役割分担などについて検討を重ねてきたところでございます。

今後、当市における民間提案制度の運用について東村山市行財政改革審議会でのご意見をいただき、庁内向けマニュアルや公募要領を作成してまいります。こうした準備が整い次第、本年度中には第1回目の公募を実施し、公民連携による公共的課題の解決や持続可能で良質な市民サービスの提供につなげてまいりたいと考えて

おります。

- 次に、住民情報システムの共同利用による「自治体クラウド」導入に向けた取組みについて申し上げます。

平成31年1月より開始いたしました3市職員による対象業務ごとのグループワークにつきましては、現行システムの現状分析が概ね順調に進んでいるところでございます。

今後は、3市合同で実施いたしました公募プロポーザルにて決定したコンサルタント事業者を活用しながら、これまでの現状分析を踏まえた業務標準化の検討を具体的に進めていくとともに、次期システムの調達仕様書の作成へとつなげてまいりたいと考えております。

令和元年度におきましては、「自治体クラウド」の導入に向けた取り組みが本格化してまいりますので、小平市・東村山市・東久留米市の3市でしっかりと連携しながら進めてまいりたいと考えております。

- 次に、働き方改革のひとつとして取り組んでおります、A I - O C R、R P A ツールを活用した業務改善の進捗状況について申し上げます。

プロポーザルによる業者選定を経てシステム等を導入し、現在、個人住民税に係る定型業務の自動化のためのプログラム作成を行っており、今月から運用を予定しているところでございます。

引き続き、効果検証を行いながら、関連業務への拡張を図ってまいりたいと考えております。

○ 3点目として「『子育てするなら東村山』のさらなる充実で、すべての子ども達が健やかで心豊かに育つまちへ！」についてであります。

○ はじめに【子育て支援】の取り組みについて申し上げます。

まず、幼児教育・保育の無償化につきましては、「子ども・子育て支援法」の改正案が、令和元年5月10日に可決されたところでございます。

令和元年10月から実施される国の制度においては、保育所等を利用する3歳以上の未就学児及び住民税非課税世帯の0～2歳の児童の利用料が無償となります。また認可外保育施設等の利用者については、保育の必要性のある3歳以上の未就学児については月額3万7千円まで、住民税非課税世帯の0～2歳の児童については月額4万2千円までの範囲で利用料が無償となります。

幼稚園を利用する3歳以上の未就学児については月額2万5千700円まで、加えて保育の必要性のある児童については預かり保育についても月額1万1千300円までの範囲で利用料が無償となります。

また、これまで国の公定価格の一部に算入されておりました食料費につきましては、これら一連の無償化政策の実施に伴い、公定価格の算定基準から差し引かれる旨が示されているところであります。

現在、市としてもどのような対応をしていくべきか、検討を重ねておりますが、私としては、現時点で市独自に新たな補助制度

を創設するなどの対応を図っていくことは率直に申し上げまして困難ではないかと考えているところでございます。今後、10月の幼児教育・保育の無償化実施に向け、事業者をはじめ関係各所に理解を得られるよう、協議を進めてまいります。

これらの国の無償化の制度に加え、東京都では、認可保育所等を利用する多子世帯に対する新たな支援及び認可外保育施設利用支援事業の拡充が独自施策として実施される予定となっており、本市としても「30請願第1号 認可外保育施設保護者補助金増額に関する請願」の市議会での採択を踏まえ、これらの施策に対応するための準備を進めているところでございます。

また、これと併せて認可外保育施設等における保育の質の確保・向上に向けて、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実や、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策等、必要に応じた取り組みも実施してまいります。

その他、先の議会でも申し上げた通り、無償化事業に伴う執行体制等、早急に対応を必要とする案件もございますことから、今後も引き続き、事業の円滑な開始に向け対応を図ってまいります。

○ 続きまして、保育所の待機児童の状況について申し上げます。

平成31年4月1日現在の待機児童数につきましては91名となり、昨年度と比較して86名の増となりました。

これは、平成31年4月の申請者が主に1歳児の申込を中心に前年度と比較して全体で242名増えたことが直接的に影響しているものと考えております。

その一方で、すでにご案内のとおり、昨年度より小規模保育施設

1 施設の野口町での開所に向けた手続きを進めてきたところであり、その結果、令和元年6月17日（月）の開所予定として利用申し込みの受付を実施し、現在は、入園に向けた手続き等を担当所管及び事業者にて進めているところでございます。

今後も引き続き、既存の子育て資源の性質を考慮しながら、それらを有機的に機能させるための様々な支援の検討及び施策を実施し、待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

- 続きまして、児童クラブの入会申し込み状況について申し上げます。

平成31年度の児童クラブの申し込みは、低学年619名、高学年189名の計808名でございました。

児童の安全に配慮しながら引き続き弾力的な入会に努めた結果、平成31年4月1日現在では、1千538名の児童が在籍しておりますが、期限を超過した入会申し込みが一定数あったことなどの影響により低学年で67名、高学年で70名が入会できていない状況にございます。

今後も在籍されている児童の安全な保育の実施に努めるとともに、既存施設の有効活用など、引き続き保育環境の充実などに努めてまいりたいと考えております。

- 続きまして、公立保育所の民間移管について申し上げます。

市立第二保育園及び、第六保育園の移管につきましては、この平成31年4月1日より萩山まるやま保育園及び天王森保育園へ、それぞれ滞りなく移管されたところであります。

この民間移管により生み出された人材については、「東村山市保育

施策の推進に関する基本方針」に示した公立保育所が担うべき8つの役割の実現に向けて再配置を行い、地域の拠点としての機能強化を図っているところであります。

取り組みの一つとして、再配置により創出された地域担当職員に対し、子ども育成課と子育て支援課への併任辞令を行い、地域の子育て資源を有機的に機能させるための橋渡しの役割や、子育て世帯が孤立しないよう支援を行うことを期待し、子育て世帯への訪問活動を開始したところであります。

今後も、こうした取り組みを充実させることで地域の拠点としての役割を果たしていきたいと考えております。

- 続きまして、第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取り組みについてご報告を申し上げます。

本計画につきましては、子どもの健やかな成長を図ることを目的として策定し、保育所等の待機児童対策をはじめとした様々な課題の解消に資する施策を実行してまいりましたが、令和元年度で5か年計画の最終年度を迎えることから、子ども・子育て支援のさらなる充実に努めるべく、現在、新たに第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画の策定作業を進めているところでございます。

この間、子どもの保護者などを対象として利用希望把握のための調査を行いながら、保護者の声と各所管課窓口における申請等の行政の持つ実績の考察などをもとに、子ども・子育て会議において計画策定に向けたご議論をいただいていたところでございます。

こうした計画策定の土台となる議論を踏まえたうえで、「子育てするなら東村山」の理念のもと、様々な地域の子育て資源の活用、幼児教育・保育の充実、地域全体での子育て支援など、子育て支援

施策推進に資する計画づくりを総合的かつ計画的に進めてまいります。

- 続きまして、学校施設を活用した児童クラブの整備状況及び東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の設置について申し上げます。

既にご案内のとおり、現在市内の回田小、大岱小、秋津小、北山小の4校の施設内において、令和2年4月の児童クラブ新規開設に向けた準備等を進めているところでございます。これらの学校施設内に新たに児童クラブを整備することで、次年度以降も安定して低学年の児童を中心に受け入れることができるようになるものと想定しております。

なお、本件整備については、学校での活動や児童の安全に十分配慮しながら進めることが必要であることから、児童が長期休暇に入る夏休み期間などを可能な限り活用して行うことを予定しております。

また、これまでも申し上げてきた通り、条例における経過措置期間の満了に伴い、定員の考え方や入会の仕組み、入会審査基準等の見直し等についても併せて検討を進めてまいります。

次に、東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の設置について申し上げます。

平成30年度において、庁内での検討を進めてまいりましたが、様々な角度からのご意見を賜るべく、外部の有識者や保護者などを交えた「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会」を設置いたしました。今後は本検討会でのご意見をいただきながら、これらの事業において公が担うべき役割や運営の方向性などについて整理

を行い、児童館・児童クラブを安定的に運営していくための仕組みについて検討を進めてまいります。

- 続きまして、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について申し上げます。

近年、婚姻歴のないひとり親は増加の傾向にあるところですが、ひとり親という点については婚姻歴の有無にかかわらず同様の状況でありながら、税法上においては格差が生じている現状がございます。

この格差を是正するため、平成31年度税制改正において、未婚のひとり親に対する税負担の軽減を目的として、住民税非課税の適用拡大の措置が新たに盛り込まれたところですが、所得税の負担軽減については令和2年度税制改正において検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親を対象に1万7千500円の臨時・特別給付金を支給してまいります。

令和2年1月の支給に向け、対象者への周知及び申請の受付等、速やかに適切な準備を進めてまいります。

- 続きまして、子育て世代包括支援センター事業の推進について申し上げます。

同センターは、母子保健法に基づき、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に対し、専門的な知見等を活かし、必要な情報提供・助言・保健指導を実施することなどを通じて、妊娠期から子育て期までの人々に対して切れ目のない支援を行うことを目的としたも

のでございます。

当市においては、妊産婦からの相談に対しては「ゆりかご・ひがしむらやま」にて専門的知見による助言・指導を行い、「子育てパートナーころころたまご」において様々な支援制度や相談窓口などの情報を一体的に提供し、この両者が緊密な連携を図ることにより子育て支援の取り組みを推し進めてきたところでございます。

公立保育園の民間移管に伴い、今年度より地域担当職員を配置し、訪問による相談・助言やサポートなどを行うアウトリーチを開始したことも含めまして、正式に「子育て世代包括支援センター」として事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

- 続きまして、児童虐待に対する取り組みの充実について申し上げます。

近年、児童虐待への対応については全国的に大きな課題として認識されておりますが、児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けており、幼い命が奪われてしまうような痛ましい事件もあとを絶たない状況にあり、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題であるものと認識しているところでございます。

このような現状に対応すべく、当市においては児童相談所や警察をはじめとした関係機関との連携をより強化するとともに、児童虐待への早期対応を行うとの観点や、従来、児童相談所が担ってきた役割の一部を子ども家庭支援センターにて担うために、平成31年4月より子ども家庭支援センターへ新たに職員2名を増配置させていただいたところでございます。

子ども家庭支援センター機能の充実を図りつつ、引き続き児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に関する対策を進めてまいります。

○ 次に【教育】への取り組みについて申し上げます。

小・中学校の安全対策等について3点ご報告申し上げます。

まず、1点目として、小学校のブロック塀改修工事についてですが、3月定例会の施政方針説明でもご報告させていただきましたとおり、市立小・中学校15校のうち、八坂小学校と東村山第四中学校の2校については、当初の計画より工事規模が拡大したことにより、また、その他の13校については、入札不調により平成30年度中の事業完了が困難になったことから、どちらも令和元年度に事業を繰越してプール期間終了後に工事を実施する運びとなったところでございます。

従いまして、令和元年度においても複数校を取り纏めるなどして事業規模を平準化すると共に、プール終了時期を見込んで小学校においては7月下旬を目途に、中学校においては9月中旬を目途に契約を締結し、年度内の工事完了を目指してまいりたいと考えております。

2点目として、平成30年度に久米川小学校において、児童が窓を開閉する際に窓サッシが外れ、落下するという事故が発生したことを受け実施いたしました「市内小・中学校の窓サッシ調査委託の結果報告」についてでございますが、早急に対応の必要な窓サッシが全体の約2パーセントにあたる266箇所を確認されました。

これらについては早急に安全対策を図るべく、落下防止の措置

を実施してまいります。

また、それ以外の不具合が見られる窓サッシについても、児童・生徒の安全を第一に、しかるべき対応を検討してまいりたいと考えております。

3点目として、中学校体育館への空調設備の導入に関する「屋内運動場の空調設備調査委託」についてでございますが、まず中学校各校の体育館の立地条件や建物構造などを踏まえた空調効果や最適な設置方法などを調査した上で検討することを主眼とし、先般、入札が行われ4月25日に調査委託契約を締結したところでございます。

今後、受託者において既存屋内体育施設の構造や立地状況、室外機等大型設備の設置場所などの現地調査の他、屋内運動場の天井の高さや既存建具の設置状況なども考慮した上で、空調設置の効果や実現性等の詳細な検討を行い、10月を目途に調査結果を精査してまいりたいと考えております。

引き続き、児童・生徒の安全確保を最優先に教育環境の整備に鋭意取り組んでまいります。

- 続きまして、いのちとこころの教育の取り組みについて申し上げます。

当市ではこれまでも、広く教育への関心を高め、子どもたちの、こころとからだの健やかな成長に寄与することを目的に、毎年2月1日から7日までの1週間を「東村山市いのちとこころの教育週間」とし、メイン事業として、全市民を対象とした「市民の集い」を開催しております。

また、いのちとこころの教育の推進につきましては、青少年健全育成大会や生徒会サミット、市内の小・中学校で学校独自の様々な人権に関する事業を行っております。中でも、多磨全生園並びに国立ハンセン病資料館を活用した各学校の取り組みにおきましては、ハンセン病回復者の皆さまのご協力をいただきながら、子どもたちがハンセン病の歴史を調べたり、偏見や差別について考えたことを発表したりするなど、特色ある教育活動を実施しております。

さらに、令和元年度は、中学校全校にて、映画「あん」の上映会を実施することを通し、中学生自身が「我がまち、東村山」としての誇りを実感するとともに、偏見や差別を絶対に許さない人権意識・人権感覚の醸成を図ってまいります。

- 次に、オリンピック・パラリンピックを契機とした国際理解教育・人権教育についてご説明いたします。

各学校におきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機とし、年齢、国籍、文化の違いや障害の有無などに関わらず、あらゆる人々が互いの人権を尊重し合い、共に力を合せて生活する共存社会を実現するための資質・能力を育むことを目指しております。

オリンピックやパラリンピアンとの交流を通して、子どもたちがスポーツの意義やその価値に気づき、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養ってまいります。

さらに、子供たち自身が日本や東京、そして東村山市の良さを十分理解し、我が国の伝統・文化を見つめ直すとともに、日本人としての自覚と誇りをもって、世界の国々に発信しようとする資

質・能力を培っていくことを通し、国際理解教育や人権教育の取り組みを推進してまいります。

今後は、中国ホストタウンとしての様々な取り組みを通し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への気運・醸成を図るとともに、大会以降も長く続いていく教育活動となるよう、「学校2020レガシー」の構築に向けた取り組みを進めることが重要であると捉えております。

- 続きまして、平成30年7月3日に市議会政策研究会の皆さまよりいただきました、政策提言書「いじめで泣く子を出さないために」への対応について申し上げます。

いただいたご提言にもあるとおり、いじめ防止推進法においては、いじめ防止の取り組みは「自治体の責務」とされております。

このことを踏まえ、これまで教育委員会で策定してまいりました「いじめ防止等のための基本的な方針」については、今後は市長部局としても主体性を発揮し、更なる未然防止に努めていけるよう教育委員会と連携し、総合教育会議の中で議論しながら策定していくこととし、去る5月8日に開催いたしました令和元年度第1回総合教育会議にてご報告させていただきました。

また、現在、教育委員会に規則で設置されております「いじめ問題調査委員会」につきましても、子どもの人権や権利擁護に詳しい弁護士の方に委員として加わっていただき、条例で定める附属機関として新たに設置していく方向で現在、検討を進めております。

○ 最後に4点目として「『人生100年時代を支える良福祉・良環境』を整え、もっと安心でうるおいのある優しいまちへ！」についてであります。

○ はじめに【高齢福祉・地域包括ケア】の取り組みについて申し上げます。

まず、地域密着型サービス施設の整備について申し上げます。

現在、第7期介護保険事業計画に基づき、住み慣れた地域に暮らし続けるための環境整備として、「地域密着型サービス」の整備・充実を推進しております。

本年9月には、「社会福祉法人長寿村」により市内9番目の「認知症対応型共同生活介護事業所」いわゆる「認知症高齢者グループホーム」に「地域交流スペース」を併設した施設として「(仮称)めぐりた翔裕園」を廻田町に開設する予定です。

本サービスは、地域包括ケアシステム構築のための重要な役割を果たすものであり、日常生活圏域での介護サービスの一層の充実と事業所の地域貢献により市民の認知症への理解促進や介護予防の意識啓発などが図れるものと考えております。

○ 次に、健康寿命の延伸・介護予防の推進について申し上げます。

世界に先駆けて超高齢社会を迎える我が国では、健康寿命の延伸は喫緊の課題とされており、当市でも同様であります。

平成31年3月末時点における当市の65歳以上の方は4万236人、人口全体の26.7パーセントであり、その内、75歳以上の方が2万1千548人、14.3パーセントとなっておりますことから、

今後、いかに元気でいきいきとお過ごしいただくかということは大変重要となっております。

健康長寿の3つの柱は「栄養」「身体活動」「社会参加」と言われており、これまで本市では、地域での様々な活動への参加促進や認知症予防、運動機能の維持向上を主体とした取り組みを行ってまいりました。今後はさらにそれらに加えて、我が国のフレイル対策の第一人者である東京大学の飯島勝矢^{いいじまかつや}教授のご指導の下、新たに「食と栄養、口腔ケア」に関するフレイル対策に取り組み、「栄養」「身体活動」「社会参加」の三位一体で介護予防施策の底上げを図ってまいります。

また、高齢化が進展する中で地域包括ケアシステムを推進するとともに制度の持続可能性を維持するためには、保険者である市町村が保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進することが重要であります。

このことから本市も一保険者として市で把握できる国民健康保険の医療給付費のデータと、介護給付費のデータといった情報を最大限活用することとし、その分析により、国民健康保険の医療費適正化のみならず、介護給付費の適正化のため、自立支援・重度化防止に有効な施策を研究することに着手いたします。

皆さまにお納めいただく税や保険料を、医療や介護の給付費にのみ投入するのではなく予防施策にも有効活用することで、本市にお住まいの皆さまにいつまでも元気でいきいきとした生活をお送りいただけるよう、給付費の適正化につながる仕組みづくりを進めてまいります。

- 続きまして【ダイバーシティ】の取り組みについて申し上げます。

インディペンデンス市姉妹都市交流についてでございます。

昭和53年1月に姉妹都市を提携して以来、昨年40周年を迎え、この間、東村山市国際友好協会、インディペンデンス市日本姉妹都市委員会の弛まぬ活動に支えられ、両市民の友好関係が育まれてまいりました。昨年、私も親善派遣団の団長としてインディペンデンス市を訪問させていただき、市民レベルでの交流の重要性を改めて認識したところでございます。

令和元年度の交流のスタートとして、今夜（6月7日）、インディペンデンス市の学生訪問団の皆さまが東村山市に到着され、市内めぐりや文化体験を通して市民の皆さまと交流いたします。また、8月3日から2週間、当市の学生派遣団がインディペンデンス市を訪問いたします。

外国の都市と姉妹都市提携を行っている自治体が、毎年、相互の行き来を通じた交流を行っていることはとても珍しいと聞いております。今後も、両市の親善交流を深め、更なる友好の輪を広げてまいります。

- 続きまして【みどり】への取り組みについて申し上げます。

はじめに、みどりの保全についてでございます。

当市と埼玉県所沢市との都県境を跨ぎ、柳瀬川を取り囲む樹木林である淵の森緑地ですが、平成8年度に柳瀬川北側の公有地化を図り、平成19年度には淵の森緑地对岸の八郎山緑地の公有地化を進め、更にこの度、地権者のご理解をいただきまして、市道から

八郎山緑地への進入路部分についても、公有地化を図ることができました。

これら公有地化された用地は、全体として淵の森緑地の景観を構成しているものであり、今後につきましても貴重なみどり豊かな空間を保全していくため、「淵の森の会」の皆さまとともに、保全活動を続けてまいりたいと考えております。

- 次に、みどりの基本計画の改定について申し上げます。

改定後のみどりの基本計画につきましても、緑地の保全や緑化の推進の総合的な計画と考えており、令和3年度の開始に向け、今年度から検討を進めてまいります。

社会状況の変化や、相続の発生などから、農地や民有林など市全体の緑地は減少しておりますが、当市の宝であるみどりを守り、安全で潤いのある優しいまちを目指してまいります。そのためには、緑の適切な管理や保全の方法、緑地の保全支援策など様々な検討を行うとともに、市民の皆さまのご意見を踏まえ、また、検討が進められている第5次総合計画や関連する計画との整合を図り、改定作業を進めてまいる所存でございます。

- 続きまして【資源循環】の取り組みについて申し上げます。

はじめに、一般廃棄物処理基本計画の策定についてでございます。

「低炭素や効率性に配慮した循環型社会の実現」を基本理念として各取り組みを進めてまいりました一般廃棄物処理基本計画でございますが、10年間の計画期間が令和2年度をもって終了することから、令和3年度を始期とする第5次一般廃棄物処理基本計画

の策定に向けた取り組みを開始いたしました。

今後、市民アンケート調査や意見交換会等、市民の皆さまのご意見を取り入れる機会を設けながら、これまでの計画における取り組みや今後の社会状況の変化にも配慮した計画となるよう、丁寧に検討を進め、策定してまいりたいと考えております。

- 続きまして、ごみ排出量、リサイクル率についてご報告申し上げます。

毎年、環境省が全国の市区町村及び特別地方公共団体に対して実施しております一般廃棄物処理事業実態調査におきまして、当市は平成29年度全国の人口10万人以上50万人未満の全国市町村の部で、「1人1日当たりのごみ排出量」の少なさが全国第10位、「リサイクル率」の高さが全国第7位と、昨年引き続き全国での順位が10位以内という結果を得ることができました。

この結果は、ひとえに市民の皆さまが日頃からごみの減量やリサイクルに対し高い意識をお持ちいただき、日常的な取り組みや活動が実を結んだものと考えており、この場をお借りして、感謝を申し上げます。

- 続きまして、ごみ処理施設の基本方針策定についてでございます。

これまで市では、ごみ処理施設の老朽化に伴い、今後も安全で安定的なごみ処理を継続していくための、今後のごみ処理施設の方針性を定める基本方針策定に向け、市民や有識者による「ごみ処理施設のあり方検討会」や庁内における「東村山市ごみ処理施設整備計画推進本部」にて検討を重ね、基本方針の柱となる6つの

項目について市の考え方を整理するとともに、広く市民の皆さまのご意見を伺うべく、市民意見交換会等を開催し取り組んでまいりました。

現在、いただいたご意見を参考に庁内で、さらに協議検討を重ねているところであり、今後におきましても、市民説明会等を通じて基本方針の骨格となる内容について、幅広く、市民の皆さまへの周知を図りながら、令和元年度中の基本方針策定に向け、丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

- 以上、今後4年間の市政運営・都市経営の方針と当面する諸課題について申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、「東村山市会計年度任用職員に関する条例」など、議案15件諮問3件をご送付申し上げます。

いずれの議案につきましても、提案の際にご説明申し上げますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- あらためまして、議員各位、並びに、市民の皆さまの深いご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、また、提案いたします諸案件のご審議を賜り、ご可決いただきますよう重ねてお願い申し上げます、私の発言を終わります。